

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字西袋字川東一二三〇番五地先から 同市大字西袋字川西三〇番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年七月二十九日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月一日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長三二七・四三メー トル</p>	<p>備考</p>